

## ナカムラ病院指定医療

保険医療機関	令和 6 年 5 月 1 日～令和 12 年 4 月 30 日
生活保護法指定医療機関	令和 6 年 5 月 1 日～令和 12 年 4 月 30 日
被爆者指定医療機関	平成 29 年 6 月 1 日
被爆者一般疾病医療機関	平成 29 年 6 月 1 日
結核予防法指定医療機関	平成 3 年 7 月 25 日
難病医療指定医医療機関	令和 3 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日
自立支援医療機関	令和 6 年 6 月 1 日～令和 12 年 5 月 31 日
労災保険指定医療機関	令和 5 年 3 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日

## 届出施設基準

初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準	平成 30 年 10 月 1 日
療養病棟入院基本料	令和 2 年 4 月 1 日
診療録管理体制加算 2	平成 31 年 1 月 1 日
療養病棟療養環境加算 1	平成 18 年 7 月 1 日
精神科身体合併症管理加算	平成 20 年 4 月 1 日
データ提出加算	令和 2 年 1 月 1 日
入退院支援加算	平成 24 年 4 月 1 日
認知症ケア加算	令和 2 年 4 月 1 日
認知症治療病棟入院料 1	平成 22 年 4 月 1 日
入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)	平成 12 年 7 月 1 日
薬剤管理指導料	平成 22 年 4 月 1 日
CT 撮影及び MRI 撮影	平成 28 年 2 月 1 日
認知症患者リハビリテーション料	平成 26 年 5 月 1 日
重度認知症患者デイ・ケア料	平成 18 年 4 月 1 日
医療保護入院等診療料	平成 16 年 5 月 1 日
クラウン・ブリッジ維持管理料	平成 13 年 8 月 1 日

入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理される食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています

令和 6 年 5 月 1 日

B 2 病棟では、1 日に 11 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および 1 日 9 人以上の看護補助者が勤務しています

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です(準夜勤 2 名)

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です(準夜勤 2 名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です(深夜勤 2 名)

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です(深夜勤 2 名)

B 5 病棟では、1 日に 1 0 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および 1 日 1 0 人以上の看護補助者が勤務しています

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 1 0 人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 5 人以内です(準夜勤 1 名)

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 2 8 人以内です(準夜勤 2 名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 5 人以内です(深夜勤 1 名)

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 5 5 人以内です(深夜勤 1 名)

B 6 病棟では、1 日に 9 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および 1 日 9 人以上の看護補助者が勤務しています  
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 1 0 人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 5 人以内です(準夜勤 1 名)  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 2 8 人以内です(準夜勤 2 名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 5 人以内です(深夜勤 1 名)  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 5 5 人以内です(深夜勤 1 名)

B 7 病棟では、1 日に 8 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および 1 日 8 人以上の看護補助者が勤務しています  
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 11 人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 50 人以内です(準夜勤 1 名)  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です(準夜勤 2 名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 50 人以内です(深夜勤 1 名)  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 50 人以内です(深夜勤 1 名)

A 3 病棟では、1 日に 8 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および 1 日 8 人以上の看護補助者が勤務しています  
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 11 人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 50 人以内です(準夜勤 1 名)  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です(準夜勤 2 名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで  
看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 50 人以内です(深夜勤 1 名)  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 50 人以内です(深夜勤 1 名)